

韓国における外国人政策関連法制

海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

- I 第18代国会までの関連法令の制定及び改正
 - 1 未熟練外国人労働者の雇用（外国人労働者の雇用等に関する法律）
 - 2 国際結婚（結婚仲介業の管理に関する法律）
 - 3 在韓外国人の処遇（在韓外国人処遇基本法）
 - 4 多文化家族への支援（多文化家族支援法）
 - 5 多文化家族出身者の兵役（兵役法、兵役法施行令及び軍人服務規律）
 - 6 不法滞在者の子どもの通学（初等中等教育法施行令及び出入国管理法）
 - 7 限定的な重国籍の容認（国籍法）
 - 8 難民の地位及び処遇（難民法）
- II 今後の課題と第19代国会における立法動向
 - 1 政策調整機関
 - 2 差別禁止
 - 3 永住資格前置主義

おわりに

はじめに

韓国では2000年代を通じ、未熟練外国人労働者及び国際結婚の増加を背景として外国人が急増し、2000年に244,172人であった外国人登録人口は、2011年には約4倍の982,461人となった。2011年現在、韓国の住民登録人口約5073万人のおよそ2%を登録外国人が占めている⁽¹⁾。外国人の急増とともに、未熟練外国人労働者の需給調整、外国人に対する支援のあり方、横行する悪徳国際結婚仲介業者の取締り、国際結婚家庭の子どもの教育等、様々な課題が浮上したことに加え、政府が少子高齢化対策として外国人（特に高度専門人材としての外国人）誘致に乗り出したことが重なり、外国人政策に関連した法令の制定又は改正が相次いだ。代表的な関連法令として、「外国人労働者の雇用等に関する法律⁽²⁾」（2003年8月制定）、「在韓外国人処遇基本法⁽³⁾」（2007年5月制定）、「多文化家族支援法⁽⁴⁾」（2008年3月制定）等がある⁽⁵⁾。

第18代国会（2008年5月～2012年5月）においても、これらの法律が改正されたほか、「国籍法」、「難民法」等、外国人政策に関連した様々な法令が制定され、又は改正された。本

(1) 登録人口数は、国家統計ポータル（KOSIS）による。〈<http://kosis.kr/>〉以下、インターネット情報は、2012年11月1日現在である。

(2) 邦訳は以下の資料を参照。白井京「韓国の外国人労働者政策と関連法制」『外国の立法』No.231, 2007.2, pp.31-50. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000325_po_023105.pdf?contentNo=1〉

(3) 邦訳は以下の資料を参照。白井京「在韓外国人処遇基本法—外国人の社会統合と多文化共生—」『外国の立法』No.235, 2008.3, pp.135-145. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000281_po_023504.pdf?contentNo=1〉

(4) 邦訳は以下の資料を参照。白井京「韓国の多文化家族支援法—外国人統合政策の一環として」『外国の立法』No.238, 2008.12, pp.153-161. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000155_po_023807.pdf?contentNo=1〉

(5) 白井京「韓国における外国人政策の現状と今後の展望—現地調査をふまえて」『外国の立法』No.243, 2010.3, pp.159-176. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166425_po_024307.pdf?contentNo=1〉；李善姫「韓国における「多文化主義」の背景と地域社会の対応」『GEMC journal』5号, 2011.3, pp.6-19. 〈http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe/wp-content/uploads/2011/03/gemc_05_cate2_2.pdf〉；春木育美「韓国の外国人労働者政策と社会統合政策推進の背景」春木育美・薛東勲編著『韓国の少子高齢化と格差社会—日韓比較の視座から』慶應義塾大学出版会, 2011, pp.139-171. 等を参照。

稿では、第18代国会までの関連法令の制定及び改正の状況を整理し、第19代国会(2012年5月～2016年5月)における立法動向を展望する⁽⁶⁾。

I 第18代国会までの関連法令の制定及び改正

1 未熟練外国人労働者の雇用(外国人労働者の雇用等に関する法律)

1991年、韓国で「産業技術研修生制度」が導入された。同制度は経済成長を背景とする低賃金未熟練外国人労働者に対する需要の高まりに応えるために導入された制度であり、移住外国人についての政策的議論が起こった契機となる制度といわれる⁽⁷⁾。同制度はその後、「産業研修制度」、「研修就業制度」と変遷していくが、類似の制度がある日本と同じく、研修生に対する人権侵害、不法就労等の問題が発生し、深刻な社会問題となった⁽⁸⁾。これらの問題を解消するための新しい制度が求められていたことから、2003年の盧武鉉(ノ・ムヒョン)政権の誕生を契機として、同年8月、「雇用許可制」導入を骨子とした「外国人労働者の雇用等に関

する法律」(以下「外国人雇用法」という。)が制定され、翌2004年8月に施行された⁽⁹⁾。

雇用許可制は、①国内労働市場の補完性(国内労働市場の需給に応じて受け入れる)、②外国人労働者の権利保障、③定住化防止(循環原則)の3つを原則にしているといわれる⁽¹⁰⁾。韓国政府が外国人労働者の本国と覚書を締結し、事前の受入計画に基づき、人数、業種等を定めて受け入れる制度であり、外国人労働者には、各種保険への加入が義務付けられる。雇用許可制の導入により、「人権保護や社会保障面では大幅な処遇改善がなされた⁽¹¹⁾」と評価されている。

外国人雇用法制定時は、同法により入国した外国人労働者は、入国した日から3年以内の就業が可能であり、就業後出国した外国人が同法により再入国するためには、出国から1年経過していることが必要とされた。これは、外国人労働者を循環原則に基づいて受け入れることにより、彼らの定住化を防ぐための措置である。

同法はその後、数次にわたり、就業制限等に修正が加えられた。2005年5月の改正⁽¹²⁾により

(6) 本稿は、第18代国会の任期中に制定され、又は改正された関連法令を中心に複数の法令に言及しているが、関連法令を網羅的に取り上げたものではない。韓国における外国人政策関連法制の全体的な見取り図の把握については、以下の資料を参照。다문화정책 T/F 팀(多文化政策 T/F チーム)『다문화정책의 추진실태와 개선방향』(多文化政策の推進実態及び改善方向) 韓国国会立法調査処, 2009, pp.19-22. <http://www.nars.go.kr/publication/boardView?div=10&type=01&invest_id=000000010113&baseURL=/publication/board?div=10^type=01>; 서원상(ソ・ウォンサン)「다문화사회의 법적 기반에 관한 소고」(多文化社会の法的基盤に関する小考)『法学研究』Vol.21 No.1, 2011, pp.161-190; 薛東勲「韓国の移民政策と多文化社会の建設」春木・薛編著 同上, pp.115-137; 김성희(キム・ソンフエ)「정부의 이민 다문화정책 현황과 개선방향」(政府の移民多文化政策の現況と改善方向)『月刊法制』2012.4, pp.7-36. <<http://www.moleg.go.kr/knowledge/monthlyPublication?yr=2012&mn=04&mpbLegPstSeq=132821>>

(7) キム 同上, p.8.

(8) 白井 前掲注(5), p.160.

(9) 「외국인근로자의 고용등에 관한 법률안(대안)」(外国人労働者の雇用等に関する法律案(委員会代案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=025029> 雇用許可制の導入については、1995年にも議論されたことがあるが、この時は導入されなかったという。春木 前掲注(5), p.146. なお、外国人雇用法の制定により、2003年11月15日までに18万4千人の不法就労外国人が「合法化」される措置が講じられた。白井 前掲注(2), p.35.

(10) 宣元錫「移民政策のマネジメント化—保守政権下の韓国の移民政策」『移民政策研究』2号, 2010, p.109.

(11) 春木 前掲注(5), p.147.

(12) 「외국인근로자의 고용등에 관한 법률 일부개정법률안」(外国人労働者の雇用等に関する法律一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=030266>

再入国就業制限期間の短縮（1年から6か月に短縮）、2009年10月の改正⁽¹³⁾により就業活動期間の延長（雇用主が再雇用許可を要請した場合は2年未満の範囲で延長）、2012年2月の改正⁽¹⁴⁾により、再入国制限期間の更なる短縮（雇用主が再入国後の雇用許可を申請し、かつ、一定の要件を満たした者については6か月に短縮）が実施された（表1参照）。また、在外同胞（韓国系外国人）に対しては、同法を含む関連法令の改正により、2007年3月から、雇用許可制よりも優遇された「訪問就業制」（特例雇用許可制）が実施されている⁽¹⁵⁾。

外国人雇用法の制定から現在まで、定住化の防止と、経験を積んで熟練度の向上した外国人労働者を引き続き雇用したいという雇用主の要請との間で、就業活動期間及び再入国就業制限期間の修正が複数回にわたって実施されたが、未熟練労働者の定住化防止の原則は現在も維持されている。2012年2月の改正について、当初の改正案では、延長された就業活動期間を満了した外国人労働者の再入国就業制限期間を6か月から1か月に短縮する内容であったが、国会審議の過程で、「定住化問題が発生するおそれがあるという点を考慮⁽¹⁶⁾」し、最短3か月と

表1 外国人労働者の就業活動期間の変遷

2003年8月 制定・公布		2005年5月 改正・公布		2009年10月 改正・公布		2012年2月 改正・公布	
就業活動 期間	再入国 就業制限 期間	就業活動 期間	再入国 就業制限 期間	就業活動 期間	再入国 就業制限 期間	就業活動 期間	再入国 就業制限 期間
3年	1年	3年	6か月 (注1)	3年+2年未 満の延長 (1回に限る)	6か月	3年+2年未 満の延長 (1回に限る)	6か月 (注2)

(注1) 2005年11月の施行令改正により、雇用主の要請がある場合は、再入国就業制限期間は1か月とされ、再入国後、再び3年間就業できるようになったが、同制度は2010年に廃止された。

(注2) 雇用主が再入国後の雇用許可申請を行い、かつ、一定の要件（就業活動期間中に、勤務先を変更しなかったこと等）を満たした場合は3か月。ただし、この方法による再入国就業は1回に限られるため（外国人雇用法第18条の4第3項）、雇用主が連続して再入国後の雇用許可を申請することはできない。

(出典) 「외국인근로자의 고용 등에 관한 법률 일부개정법률안 심사보고서」(外国人労働者の雇用等に関する法律一部改正法律案審査報告書) p.10. <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_01S1A1P001W9S1A7D1E1V3K6B4J4P9>を基に筆者作成。

(13) 「외국인근로자의 고용 등에 관한 법률 일부개정법률안」(外国人労働者の雇用等に関する法律一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_K009K0S4V2B3N1P1J1Y7W0G8C9G5G5>

(14) 「외국인근로자의 고용 등에 관한 법률 일부개정법률안」(外国人労働者の雇用等に関する法律一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_01S1A1P001W9S1A7D1E1V3K6B4J4P9>

(15) キム・キソン「韓国における外国人労働者の雇用法制及びその課題」独立行政法人労働政策研究・研修機構編『第12回日韓ワークショップ報告書 外国人労働者問題：日韓比較』2012, pp.10-11. <http://www.jil.go.jp/foreign/report/2012/pdf/2012_1001_01.pdf> 2012年8月末現在、雇用許可制による在留者（非専門就業E-9）は239,921人（合法188,163人、不法51,758人）、訪問就業制による在留者（訪問就業H-2）は270,024人（合法265,615人、不法4,409人）である。법무부 출입국·외국인정책본부（法務部出入国・外国人政策本部）『출입국·외국인정책 통계월보』(出入国・外国人政策統計月報) 2012.8, p.12. <http://www.immigration.go.kr/HP/COM/bbs_003/ListShowData.do?strNbodCd=noti0097&strWrtNo=101&strAnsNo=A&strOrgGbnCd=104000&strRtnURL=IMM_6070&strAllOrgYn=N&strThisPage=1&strFilePath=imm/> なお、在外同胞が不動産取引、金融取引等を行う場合は、「在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律」による特例措置の適用を受けることができる。キム 前掲注(6), p.21.

(16) 「외국인근로자의 고용 등에 관한 법률 일부개정법률안 심사보고서」(外国人労働者の雇用等に関する法律一部改正法律案審査報告書) p.21. <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_01S1A1P001W9S1A7D1E1V3K6B4J4P9>

された。とはいえ、現在の制度では、一定の要件を満たせば3年+2年未満→(3か月間の出国)→3年+2年未満のサイクルで就業することが可能であり、間の3か月の出国を除き、約10年間、韓国に続けて滞在することができる⁽¹⁷⁾。

また、近年、定住化防止の原則の一部修正と思われる次のような動きもみられる。法務部は2007年6月、出入国管理法施行令を改正し、韓国で5年以上就業した未熟練外国人労働者に対し、永住資格を取得する道を開いた⁽¹⁸⁾。その一方で、外国人労働者が増加することにより、「一部の業種では韓国人と移民との職の奪い合いが生じており⁽¹⁹⁾」、「外国人労働者が低所得層の内国人の仕事を占有し、新しい社会不安を惹起する可能性もある⁽²⁰⁾」ことも憂慮されている。

2 国際結婚(結婚仲介業の管理に関する法律)

近年、韓国では国際結婚の件数が増加したが、

それに伴い人身売買まがいの結婚、詐欺、虚偽情報の提供等、様々な問題が浮上した⁽²¹⁾。これらの問題点を改善するため、2007年12月、「結婚仲介業の管理に関する法律」が制定され、翌2008年6月に施行された⁽²²⁾。同法の施行により、国際結婚仲介業に登録制⁽²³⁾が導入されるなど、仲介業者に対する規制が強化された。

同法はその後、2010年5月及び2012年2月に改正された。2010年5月の改正では、国際結婚仲介業者が、利用者と仲介の相手方との円滑な意思の疎通のため、通訳・翻訳サービスを提供しなければならないことや、仲介業者が双方から個人情報(婚姻歴、健康状態、職業、性犯罪などの犯罪歴等)の提供を受け、双方に対し、相手方の個人情報を、それぞれ理解可能な言語により書面で提供しなければならないこと等が定められた⁽²⁴⁾。

さらに2012年2月の改正では、18歳未満の

(17) イ・ギュヨン「韓国の非専門職外国人材政策の現状と課題」独立行政法人労働政策研究・研修機構編 前掲注(15), p.49. (http://www.jil.go.jp/foreign/report/2012/pdf/2012_1001_02.pdf) ただし、現在、非専門就業(E-9)の在留資格では、就業活動期間が最長4年10か月に制限されているため、実際は最長で4年10か月→(3か月間の出国)→4年10か月となる。

(18) 白井 前掲注(5), pp.164-165; 春木 前掲注(5), pp.166-167. ただし、実際に永住資格を取得するためには相当の困難が伴う。韓国内での5年以上の就業に加え、資格、財産等の要件を満たした上で、まず居住資格(F-2)を取得しなければならない。永住資格取得には、居住資格取得後、さらに5年以上韓国に在留する必要がある。2011年11月の出入国管理法施行令の改正により、居住資格取得に必要な就業活動が5年から4年に短縮され、居住資格取得の要件が若干緩和された。一方、高度専門人材については積極的に受入れを図っており、永住資格の取得についても、未熟練労働者より相対的に容易である。なお、出入国管理法による在留資格に「永住」が新設されたのは2002年であり、2005年8月の公職選挙法改正により、永住資格取得後3年を経過した19歳以上外国人には、地方参政権(選挙権)が付与される。

(19) 薛東勲・春木育美「韓国社会が直面する3つの課題」春木・薛編著 前掲注(5), p.8.

(20) 강중구 (カン・ジュング)「우리경제, 젊은 인구구조가 유지되려면」(我々の経済、若い人口構造を維持するためには) 2012.5.29. (<http://www.lgeri.com/economy/domestic/article.asp?grouping=01010100&seq=903>) 求人難、低賃金等の理由により、国内人材を採用できるにもかかわらず、雇用主が外国人材を好む傾向も指摘されている。イ 前掲注(17), p.51.

(21) 白井 前掲注(3), p.136.

(22) 「결혼중개업의 관리에 관한 법률안」(結婚仲介業の管理に関する法律案) (http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=029887)

(23) 法案段階では、登録制より厳格な許可制とされていたが、国会審議の過程で登録制に緩和された。「결혼중개업의 관리에 관한 법률안 심사보고서」(結婚仲介業の管理に関する法律案審査報告書) p.15. (http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=029887)

(24) 「결혼중개업의 관리에 관한 법률 일부개정법률안(대안)」(結婚仲介業の管理に関する法律一部改正法律案(委員会代案)) (http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_H1G000G4F1B9Q2V0G2Y7F3Y2H5T0 H2)

者の紹介、集団見合い等の禁止、登録要件の強化、個人情報提供範囲の拡大（精神疾患の有無、最近10年以内の禁錮以上の犯罪歴の有無等）、国際結婚仲介業者の公示制度新設、罰則強化等が定められた²⁵⁾。女性家族部は「今度の改正案は、我が国（韓国）の人権侵害的な国際結婚に対する国内外の憂慮を相当部分払拭してくれるであろう²⁶⁾」と期待を寄せている。

3 在韓外国人の処遇（在韓外国人処遇基本法）

2006年5月、複数の関係省庁が大統領府に集まり、「第1回外国人政策会議」が開催された。同会議が開催された背景には、外国人居住者が急増している韓国社会にとって、外国人問題は無視できない問題であり、受入体制の不備が社会的コストの増加や異文化摩擦による社会不安を惹起しかねないという認識があったといわれる²⁷⁾。同会議における議論に基づき、2006年12月、「在韓外国人処遇基本法案²⁸⁾」が政府提出法案として国会に提出され、2007年5月に制定された²⁹⁾。

同法は、在韓外国人が大韓民国社会に適応して個人の能力を十分に発揮できるようにし、大韓民国の国民と在韓外国人が相互を理解し尊重する社会環境をつくり、大韓民国の発展と社会

統合に貢献すること（第1条）を目的としており、法務部長官が5年毎に外国人政策に関する基本計画を策定すること（第5条）、外国人政策に関する主要事項を審議し、調整するために、国務総理の所轄の下に外国人政策委員会を置くこと（第8条）等が定められた。なお、同法の規定による「在韓外国人」とは、大韓民国の国籍を有しない者で、大韓民国に居住する目的を有し、合法的に滞在しているもの（傍点筆者）（第2条）であり、不法滞在者は含まれない。

同法の中心テーマに当たる在韓外国人等の処遇に関する事項については、在韓外国人等の人権擁護（第10条）、在韓外国人の社会適応支援（第11条）、結婚移民者³⁰⁾及びその子の処遇（第12条）、永住権者の処遇（第13条）、難民の処遇（第14条）、国籍取得後の社会適応（第15条）、専門外国人材の処遇改善（第16条）、過去に大韓民国の国籍を有していた者等の処遇（第17条）が規定されている。同法は2010年7月に改正され、結婚移民者及びその子の処遇について、改正前にはなかった医療支援を行う根拠規定（第12条）も整えられた³¹⁾。

同法には、在韓外国人の個別具体的な処遇内容が規定されているわけではないが、「入管政策の他に個別に推進してきた諸政策を統合的に

25) 「결혼중개업의 관리에 관한 법률 일부개정법률안 (대안)」(結婚仲介業の管理に関する法律一部改正法律案(委員会代案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_H111M1K1D2B1E0I9J2V2W3Z8R0J1R1>

26) 「만 18 세 이상 당사자에게만 국제결혼중개 가능」(満18歳以上の当事者にのみ国際結婚仲介可能)『女性家族部報道資料』2012.1.2. <http://www.mogef.go.kr/korea/view/news/news03_01.jsp?func=view¤tPage=0&key_type=content&key=%EA%B2%B0%ED%98%BC%EC%A4%91%EA%B0%9C%EC%97%85&search_start_date=&search_end_date=&class_id=0&idx=641551>

27) 白井 前掲注(3), p.136; 春木 前掲注(5), pp.156-157. 2005年10月にパリで発生した移民暴動が、当該時期における韓国の外国人政策に関する議論に影響を与えたといわれる。

28) 「제한외국인 처우 기본법안」(在韓外国人処遇基本法案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=038339>

29) 同法の制定に続き、外国人政策の総括推進本部として、法務部出入国管理局が、「法務部出入国・外国人政策本部」に拡大再編される機構改革が行われた。白井 前掲注(3), p.137.

30) 同法第2条では、結婚移民者を「大韓民国国民と婚姻したことがあり、又は婚姻関係にある在韓外国人をいう」と定義している。

31) 「제한외국인 처우 기본법 일부개정법률안」(在韓外国人処遇基本法一部改正法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_T110K0V3W3H1A1O7F2F5B3A2U5B8L6>

立案・実行できるプログラム規定を盛り込み、その法律的根拠を整えた³²⁾」との評価がある。一方、同法の定義による在韓外国人に不法滞在者が含まれていないことについては、疎外される人々が再びが生まれることを懸念する意見もある³³⁾。

4 多文化家族への支援（多文化家族支援法）

在韓外国人処遇基本法の制定に続き、2008年3月、国際結婚に伴う移民の増加を背景として、「多文化家族支援法」が制定された³⁴⁾。同法は、「韓国人の配偶者として韓国に合法的に居住する外国人と、その間に生まれた大韓民国の国籍を有する子どもを対象に支援を行い、韓国社会への統合を促すことに焦点が当てられている³⁵⁾」といわれる。

同法の題名に含まれている「多文化家族」とは、一般的には国際結婚家庭を指すが、同法の定義による多文化家族は、結婚移民者又は帰化者と、韓国籍の者により構成される家族（第2条）である。同法は、これら多文化家族の構成員が安定的な家族生活を営むことができるようにすることにより、その生活の質の向上及び社会統合に貢献することを目的としている（第1条）。

同法では、第1条に掲げられた目的を達成するため、国及び地方公共団体の責務（第3条）、実態調査等（第4条）、多文化家族に対する理解の増進（第5条）、生活情報提供及び教育支援（第6条）、家庭暴力³⁶⁾被害者に対する保護及び支援（第8条）、児童の保育及び教育（第10条）、多文化家族支援センターの指定等（第12条）、多文化家族支援業務関連公務員の教育（第13条）等が定められている。事実婚に関しては、大韓民国国民との事実婚関係中に出生した子を養育している多文化家族構成員に対して、第5条から第12条までの規定を準用している（第14条）。同法の施行を契機として、これまでに全国に200以上の多文化家族支援センターが設置され、同センターを通して様々な支援が実施されている³⁷⁾。

多文化家族への支援のうち、今後、一層の支援が必要とされているのが、多文化家族の子の教育である。教育科学技術部によると、現在、多文化家族（外国人家族を含む）の児童・生徒数は約5万人であり、今後も増加することが予想されている³⁸⁾。多文化家族の子どもの中には、授業内容の理解に困難を抱えている場合も見受けられるため、多文化家族の子どもの教育が、

32) 宣 前掲注(0), p.111. ただし、同法は処遇に関する具体的な規定に乏しいため、「結婚移民者、その子、永住権者、難民、専門人材等、外国人を幅広く保護・支援するとしただけで、その実行を担保するいかなる仕組みも準備できていない」との批判もある。ソ 前掲注(6), p.167.

33) 李 前掲注(5), p.15.

34) 「다문화가족지원법안(대안)」(多文化家族支援法案(委員会代案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_G0K7U1D1E1N6C1E7S5C3E4F9P9Q0A6> 同法の概要については、白井 前掲注(4)を参照。

35) 春木 前掲注(5), p.158.

36) 「家庭暴力」とは、DV(ドメスティック・バイオレンス)、児童虐待等を含み、日本で一般的に使用される「家庭内暴力」よりも広い意味で用いられている。白井 前掲注(4), p.161. 家庭暴力は「結婚移民者女性と韓国男性から成る家族が抱えている最も深刻な問題」ともいわれる。조주은(チョ・ジュウン)「결혼이민자 여성의 가정폭력 피해예방을 위한 과제」(結婚移民者女性の家庭暴力被害予防のための課題)『 이슈와論点』86号, 2010.7.20. <http://www.nars.go.kr/publication/boardView?div=10&type=07&invest_id=000000011307&baseURL=/publication/board?div=10^type=07> 2011年4月の出入国管理法改正により、家庭暴力を理由とした裁判、捜査又は法律による権利救済が進行中の結婚移民者に対し、在留期間の延長を許可することができる条項が新設された。

37) キム 前掲注(6), p.21. 従来の結婚移民者家族支援センターも、多文化家族支援センターへと名称変更を行った。春木 前掲注(5), p.158.

38) 「다문화가정 학생 5만명 시대!」(多文化家庭学生5万人時代!)『教育科学技術部報道資料』2012.9.17. <http://www.mest.go.kr/web/1128/site/contents/ko/ko_0133.jsp>

今後、ますます大きな課題となっていくと指摘されている³⁹⁾。

同法は、2011年4月及び2012年2月に改正が行われている。2011年4月の改正では、多文化家族政策に関する5年ごとの基本計画の策定、多文化家族政策委員会の設置等が定められるとともに、多文化家族の範囲が拡大された。改正前は、結婚移民者又は帰化者と、出生時から韓国籍を有する者で構成される家族のみが対象となっていたが、法改正により、「出生時から」という制限が撤廃され、帰化者と外国人で構成される家族も新たに対象に含まれることとなった⁴⁰⁾。また、2012年2月の改正では、地方公共団体に多文化家族支援を担当する組織及び公務員の配置を義務付けること、多文化家族支援センターの専門人材に対し補習教育を義務付けること等が定められた⁴¹⁾。

なお、同法については、多文化家族概念の狭さが指摘されている⁴²⁾。2011年4月の改正によっても、依然として外国人同士の夫婦は多文化家族の対象外である。また、同法の同化政策的側面等に関しても問題提起がなされている⁴³⁾。

5 多文化家族出身者の兵役（兵役法、兵役法施行令及び軍人服務規律）

韓国では兵役法により「大韓民国国民である男子は、憲法及びこの法律で定めるところにより、兵役義務を誠実に遂行しなければならない⁴⁴⁾」（第3条第1項）とされており、原則として一定年齢に達した男性には兵役義務が課される。ところが、同法及び同法施行令の規定により、最近まで「外観上明らかに識別することができる混血人」は、現役としての兵役義務の免除対象であった⁴⁵⁾。同規定に対しては、以前から人種差別的であるとして問題視されていたが、多文化家族の増加を背景として、2010年1月の同法改正（第65条第1項第3号削除）及び同年7月の同法施行令改正（第136条第1項第2号ナ削除）により、「外観上明らかに識別することができる混血人」であっても、2011年1月1日以降は、現役兵として兵役義務が課されることとなった⁴⁶⁾。ただし、「帰化により大韓民国国籍を取得した者」は、引き続き現役兵としての兵役義務の免除対象である。

多文化家族出身の兵役義務対象者は年々増え

39) 白井 前掲注(5), p.171; 京畿道では、多文化家族の子どものうち、学業を放棄してしまった子どもが約40%に達するとの報道もある。「다문화가정 자녀 10명 중 4명은 학업 중도 포기」(多文化家庭の子10人中4人が学業を中途放棄)『ハンギョレ』2012.8.15. <<http://www.hani.co.kr/arti/society/area/547325.html>> 多文化家族の子どもへの教育の現状及び課題については、以下の資料を参照。유의정 (ユ・イジョン)・전형진 (ジョン・ヒョンジン)『다문화교육의 현황과 과제』(多文化教育の現況と課題) 韓国国会立法調査処, 2011.12, pp.12-13. <http://www.nars.go.kr/publication/boardView?currentPage=1&invest_id=000000014906&div=10&type=05&baseURL=%2Fpublication%2Fboard%3Fdiv%3D10%26type%3D05&dept_cd=&team_cd=&charge_id=&searchOpt=all&searchText=>

40) 「다문화가족지원법 일부개정법률안 (대안)」(多文化家族支援法一部改正法律案(委員会代案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_S1A1H0U2X2P8D1O2E1W4V5P8X0J4W9>

41) 「다문화가족지원법 일부개정법률안 (대안)」(多文化家族支援法一部改正法律案(委員会代案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_H1K1M1N1G2V1K0W9J1Z7K2A3R4K7V2>

42) 薛 前掲注(6), pp.131-132.

43) 李 前掲注(5), p.13; 春木 前掲注(5), p.159; ソ 前掲注(6), p.169.

44) 「병역법」(兵役法) <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1428&PROM_DT=20111122&PROM_NO=11093>

45) ただし、戦時勤労召集に応じる義務のある「第2国民役」に編入される。

46) 「병역법 일부개정법률안 (대안)」兵役法一部改正法律案(委員会代案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_A0J9C1R1H2Z6Q1I9I5W2K2M2U0I3O1>; 「병역법 시행령 일부개정령」(兵役法施行令一部改正令) <http://www.mma.go.kr/kor/s_info/legislation/legislation02/1230298_1332.html>

続けており、2020年代中盤以降は、多文化家族出身の現役兵が1万人を超えると予測されている⁽⁴⁷⁾。2012年中には、初の多文化家族出身の副士官(下士官)も誕生する予定である⁽⁴⁸⁾。また、多文化家族の増加という時代の変化に合わせ、2012年2月に「軍人服務規律」(大統領令)が改正された際には、入営宣誓文及び任官宣誓文にあった「国家及び民族」が「国家及び国民」に改められた⁽⁴⁹⁾。

6 不法滞在者の子どもの通学(初等中等教育法施行令及び出入国管理法)

子どもが就学年齢に達していても、保護者が不法滞在者の場合、発覚を恐れて子どもを学校に通わせない場合がある。同問題への対応策として、近年、不法滞在者の子どもを学校に通わせやすくするための法改正が行われている。2008年2月、初等中等教育法施行令の改正により、小学校の入学手続が簡素化され、入学手続に際して外国人登録に関する書類を提出する代わりに、賃貸契約書等、韓国内に居住していることが確認できる書類を提出することが可能となった。これにより、仮に保護者が不法滞在者であっても、不法滞在の事実を明らかにすることなく子を小学校に通わせることができるようになった。続けて2010年12月の同法施行令の改正により、中学校についても同様の手続簡素化措置が講じられることとなった⁽⁵⁰⁾。

また、2012年1月に出入国管理法が改正されたことにより、不法滞在者が子を学校へ通わせるにあたってのハードルが、さらに低くなる見通しである。同法第84条の規定により、国又は地方公共団体の公務員は、職務上、強制退去対象者等を発見した場合は、出入国管理所長等に遅滞なく通報しなければならないとされていたが、この度の法改正により、同条に、大統領令で定める場合は公務員の通報義務が免除されるただし書が追加された⁽⁵¹⁾。同年10月15日、大統領令(同法施行令)が改正され、第92条の2が新設されたことにより、外国人児童・生徒の学校生活に関連して個人情報を知ったときは、通報義務が免除されることとなった⁽⁵²⁾。ただし、生徒の編入学に関する事項を校長の義務と規定していないため、現実的に公教育を受けるのは簡単ではないとも指摘されている⁽⁵³⁾。

7 限定的な重国籍の容認(国籍法)

2000年代以降の未熟練労働者や結婚移民者を中心とした外国人の急増及び急激な少子高齢化による人口減少への懸念を背景として、2007年10月、盧武鉉大統領主宰の第2回外国人政策会議⁽⁵⁴⁾において、「限定的な複数(二重)国籍容認問題」が取り上げられた。これを皮切りに、次の李明博(イ・ミョンバク)政権下においても、優秀な人材の確保による経済成長の実現というビジョンのもと、大統領直属の諮問機

(47) 「'외국인 부모' 둔 장병 속속 입대...10년 후엔 1만 명」(「父母が外国人」の将兵、続々入隊...10年後には1万人)『中央 SUNDAY』2012.7.22. <<http://sunday.joins.com/article/view.asp?aid=26878>>

(48) 同上

(49) 「군인복무규율」(軍人服務規律) <http://www.mnd.go.kr/Info_2009/lawInfo/mndRelationLawViewNew2.jsp?txtLawId=128315>

(50) ユ・チョン 前掲注(39)

(51) 「출입국관리법 일부개정법률안(대안)」(出入国管理法一部改正法律案(委員会代案)) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_S1K1X1P2G2W8V1Z7Y1P2Z0T9Y8C9U0>

(52) 「출입국관리법 시행령」(出入国管理法施行令) <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=B3068&PROM_DT=20121015&PROM_NO=24139>

(53) 前掲注(50)

(54) 在韓外国人処遇基本法第8条の規定による委員会である。第1章3を参照。

関である国家競争力強化委員会において具体的な検討が開始された。同委員会での検討を経て2009年12月29日、政府は限定的に重国籍を容認する内容の国籍法一部改正法律案を国会に提出した⁵⁵⁾。同法案は2010年4月21日に本会議で可決、同年5月4日に公布され、翌2011年1月1日に施行された⁵⁶⁾。

国籍法改正により、国益に寄与する優秀な外国人、韓国に特別な功労がある外国人、結婚移民者、結婚移民者の子どもを含め出生により外国籍を有する者等には、重国籍が認められることとなった。ただし、重国籍が認められるためには、国内で外国籍を主張しないという誓約を行うことが条件である。また、兵役義務のある男性の場合は、兵役免除者等を除き、兵役義務を履行しなければ重国籍が認められない。なお、国籍法に関しては、現在「永住資格前置主義」導入に関連した法改正の動きがある（第II章3を参照）。

8 難民の地位及び処遇（難民法）

韓国は、1992年に「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」という。）及び「難民

の地位に関する議定書」（以下「難民議定書」という。）に加入した⁵⁷⁾。翌1993年の出入国管理法の改正により難民関連条項を新設し、1994年から難民認定手続を開始した。しかし、難民条約及び難民議定書の内容が、国内法に十分に反映されていなかったため、韓国において難民として認定を受けるには、多くの困難が伴った。審査期間は長い場合で数年に及び、その間の就業の機会も十分に与えられないなど、難民申請者は難民認定手続及び処遇の両面において、不安定な地位に置かれていた。

このような状況を改善するため、2000年代の中頃から、民間の難民支援団体を中心に、従来の出入国管理法から独立した新しい難民法の制定が議論され始め、難民法案が作成された。難民法案は、超党派の研究団体「国会人権フォーラム」の代表を務める与党ハンナラ党（現セヌリ党）ファン・ウヨ議員の代表発議により、2009年5月に国会に提出された⁵⁸⁾。難民法案はその後、2011年12月29日に本会議で可決され、2012年2月10日に公布された。2013年7月1日に施行される⁵⁹⁾。

出入国管理法の規定による現行の難民制度に

55) 「국적법 일부개정법률안」(国籍法一部改正法律案)〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_P0U9S1Z2A2H9P1K5Y4T9E1I6A5I7O3〉

56) 改正国籍法の概要については以下の資料を参照。藤原夏人「韓国の国籍法改正—限定的な重国籍の容認」『外国の立法』No.245, 2010.9, pp.113-140. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050540_po_024506.pdf?contentNo=1〉; 石東炫・具本俊(金汶淑訳)『最新・大韓民国国籍法—逐条解説と運用実務上の解釈—』日本加除出版, 2011.

57) 難民条約は1951年に、難民議定書は1967年に、それぞれ採択された。邦訳は以下の資料を参照。「難民の地位に関する条約」(外務省公定訳 昭和56年条約第21号)〈http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-S57-0001_1.pdf〉; 〈http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-S57-0001_2.pdf〉; 「難民の地位に関する議定書」(外務省公定訳 昭和57年条約第1号及び外務省告示第1号)〈<http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-S57-0047.pdf>〉

58) 「난민 등의 지위와 처우에 관한 법률안」(難民等の地位及び処遇に関する法律案)〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_V1S0X0L7R2W8C1F6C1C6K2R6E9G3O3〉国会審議の過程で法案の題名が「難民法案」に修正された。

59) 難民法の概要については以下の資料を参照。藤原夏人「韓国における難民法の制定」『外国の立法』No.253, 2012.9, pp.128-162. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3531905_po_02530006.pdf?contentNo=1〉北朝鮮離脱住民(いわゆる「脱北者」を指す)は韓国では外国人とは見なされないため、難民法の適用外であるが、1997年1月に制定された「北朝鮮離脱住民の保護及び定着支援に関する法律」(북한이탈주민의 보호 및 정착지원에 관한 법률)による支援を受けることができる。

については、①申請場所、②申請期間、③審査期間、④審査機関、⑤手続的権利保障、⑥難民申請者の就業、⑦難民等の処遇等について、様々な問題点が指摘されてきたが、難民法では以下のように改善された。①について、現行制度では、空港、港湾において、入国前に難民認定の申請を行うことは困難であったが、難民法では入国前の空港、港湾における申請ができるようにした。②について、現行制度では、原則として入国した日（在留中に難民事由が発生した場合は、その事実を知った日）から1年以内に難民認定の申請をしなければならないとされていたが、難民法では同制限を撤廃した。③について、現行制度では難民認定の可否を決定する期間及び異議申立ての審査期間が法律で規定されていなかったが、難民法では両期間とも、原則6か月（最長で1年）と規定した。④について、現行制度では、異議申立ての審査機関の独立性及び専門性が問題とされたが、難民法では、それらを強化する内容が盛り込まれた。⑤について、現行の出入国管理法には規定されていない弁護士の助力、信頼関係がある者の同席、通訳、調書等の閲覧、個人情報保護等が盛り込まれた。⑥について、2008年12月の出入国管理法改正により、すでに難民認定審査中の就業許可に関する規定が新設されており、法務部長官が、申請後一定期間（1年）経過後に難民申請者の就業を許可することができたが、難民法では、さらに、申請後6か月经過後に短縮された。⑦について、現行の出入国管理法では、難民認定

者に対して、難民条約に規定する地位及び処遇を保障することを「努力義務」とするなど、処遇の不十分さが指摘されていたが、難民法では、難民認定者等に対する処遇が具体化され、内容も改善された。

人の出入国を統制する出入国管理法から独立した難民法が制定され、難民認定の適正な手続と難民等の処遇を同一の法律で保障していくための法的基盤が整備されたことにより、韓国の難民制度は大きな転換が図られようとしている。

II 今後の課題と第19代国会における立法動向

2012年4月11日に実施された第19代国会議員選挙において、フィリピン出身のイ・ジャスミン氏が与党セヌリ党の比例候補として立候補し、当選した。韓国に帰化した外国出身女性としては初の国会議員の誕生である⁶⁰⁾。イ・ジャスミン議員は、女性家族委員会及び外交通商統一委員会に所属し、これまでに「多文化家族支援法一部改正法律案」、「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律一部改正法律案」等、複数の法律案を代表発議しているほか、「移住児童権利保障法」制定に向けた活動も行っている⁶¹⁾。

2012年10月4日、イ・ジャスミン議員を代表とする超党派の研究団体「国会多文化社会フォーラム『多情多感』」（以下「多情多感フォーラム」という。）の創立記念式が行われた⁶²⁾。同研究団体には、正会員としてカン・チャンヒ現国会議長をはじめとする10名の国会議員のほ

60) 地方選挙では、2010年6月に実施された第5回統一地方選挙で、モンゴル出身のイ・ラ氏が京畿道議員に当選した例がある。

61) イ・ジャスミン議員の活動は、同議員のブログ（http://blog.naver.com/jasmine_lee?Redirect=Log&logNo=130146430715）を参照。なお、「移住児童権利保障法」については、第18代国会にも同名の法律案が与党ハンナラ党（現セヌリ党）キム・ドンソン議員により代表発議されたが、第18代国会の任期満了に伴い廃案となっている。

62) 「『국회 다문화사회포럼 다정다감 창립기념식』 개최」(「国会多文化社会フォーラム多情多感創立記念式」開催)『アジアニュース通信』2012.10.8. (http://www.anews.com/print_paper.php?number=401144&news_article=news_article)「多情多感」(다정다감)には「多様な文化、情のある社会、みんな一緒に、感動大韓民国」(다양한 문화, 절있는 사회, 단 함께 하는, 감동 대한민국) (下線筆者)の意味が込められている。

か、準会員として23名の国会議員も名を連ねた。創立記念式でイ・ジャスミン議員は、「大韓民国の多文化社会は、5千万の国民すべてが構成員となる社会⁶³⁾」と述べるとともに、移住民の現実を反映した体系的な多文化政策が不足している点並びに移住民の適応及び社会統合のための議論が必要な点を強調した⁶⁴⁾。

イ・ジャスミン議員の活動する第19代国会においても、外国人政策に関する立法措置について、様々な議論が展開されている。

1 政策調整機関

韓国の外国人政策に関してしばしば指摘される問題点の一つに、「コントロールタワーの不在」がある。国務総理の所轄の下にある外国人政策関連委員会は、「外国人政策委員会」、「多文化家族政策委員会」、「外国人労働者政策委員会」、「在外同胞政策委員会」に分かれている上、政策を実施する省庁レベルに至っては、さらに細分化されている⁶⁵⁾。出入国管理は法務部、外国人労働者の需給管理は雇用労働部、多文化家族に対する政策プログラムは女性家族部、子どもの教育問題は女性家族部と教育科学技術部といったように、各省庁がバラバラに所管している状態であり、省庁間での政策の重複も見られる。さらに、外国人政策全体の予算配分から見た場合、多文化家族に対する支援に著しく偏っ

ており、しかも当該支援を所管する女性家族部は、当該支援を外国人政策の一環としてではなく、家族政策の一環として捉えているとの指摘もある⁶⁶⁾。「グローバル化の流れがより強まるのが明らかである以上、移民者の規模が増加し、その構成も多様になることは明白である。こうした点において、体系的な移民政策を定め、推進することは必須の課題である⁶⁷⁾」と指摘される所以である。

各省庁の政策を統合し、外国人政策を体系的に実施していくために、政策調整機関としての「移民庁」のような組織の新設が必要であるとの議論は以前からなされてきたが、現在に至るまで実現していない。第18代国会においても、超党派の研究団体「国会多文化フォーラム」代表の与党ハンナラ党(現セヌリ党)陳永(チン・ヨン)議員により、政策調整機関として「多文化政策委員会」を新設すること等を定めた「多文化統合基本法案⁶⁸⁾」が代表発議されたが、廃案となった。第19代国会においても、「多文化社会政策委員会」の新設等を定めた「多文化社会基本法案⁶⁹⁾」が発議されている。

2 差別禁止

居住外国人の増加に伴い、最近、「ゼノフォビア」(外国人嫌悪症)が表面化し始めているとの指摘がなされている⁷⁰⁾。インターネット上

(63) 「2012년 10월 4일 국회다문화사회포럼 '다정다감' 창립기념식 브로셔」(2012年10月4日国会多文化社会フォーラム「多情多感」創立記念式パンフレット)〈http://blog.naver.com/jasmine_lee/130149076379〉

(64) 「'국회다정다감포럼' 출범」(「国会多情多感フォーラム」発足)『NATV ニュース』2012.10.4.〈http://www.assembly.go.kr/renew09/brd/news/news_vw.jsp?newsId=18602〉

(65) キム 前掲注(6), p.22.

(66) 同上, p.34.

(67) 薛 前掲注(6), p.129.

(68) 「다문화 통합 기본법안」(多文化統合基本法案)〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Q0H9T1D2A2A9R1P1Z1F6W3X0T6L9Q1〉

(69) 「다문화사회기본법안」(多文化社会基本法案)〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Q1I2S0C7D2N7Z1M6W4U1C0Z9F9O0B0〉

(70) 「다문화사회가 키우는 외국인혐오증 '불편한 진실'의 현장」(多文化社会が育てる外国人嫌悪症「不都合な真実」の現場)『週刊朝鮮』2216号, 2012.7.23.〈<http://weekly.chosun.com/client/news/viw.asp?nNewsNumb=002216100014&ctcd=C04>〉

でも、反外国人・反多文化を標榜するグループがいくつも結成されている⁽⁷¹⁾。前述のイ・ジャスミン氏が国会議員に当選した際には、インターネット上で同氏への誹謗中傷が相次ぐ事件も発生した。現時点では、これら反外国人・反多文化の動きは一部に見られる程度であるが、「外国人の国内流入増加に伴い、雇用、賃金、福祉、住宅等、限られた資源を巡って外国人と内国人との間の葛藤が相当の水準で発生すると予想される⁽⁷²⁾」との指摘もある。

ゼノフォビアの拡大に対しては、政府も警戒している。2012年4月18日に開催された第5回多文化家族政策委員会において、金滉植（キム・ファンシク）国務総理は、外国人に対する嫌悪症や、否定的認識がこれ以上高まったり拡大したりしないよう、総合的な改善対策を準備し推進する旨の発言を行った⁽⁷³⁾。これを受けて、同年8月17日、政府は「多文化人差別禁止法」（仮称）制定を含めた「多文化認識改善総合対策」を公表した⁽⁷⁴⁾。また、前述の多情多感フォーラムの創立式では、カン・チャンヒ国会議長が「多文化社会に対する否定的な認識の改善は急を要する⁽⁷⁵⁾」と述べ、国会においても努力することを表明した。

差別禁止に関する条項は、廃案となった前述の「多文化統合基本法案」にも、現在国会に発議されている「多文化社会基本法案」にも盛り込まれている。今後の審議動向によっては、単独の差別禁止法ではなく、「多文化社会基本法案」の中に差別禁止に関する条項を盛り込んだ形での制定が目指されることも考えられる⁽⁷⁶⁾。

3 永住資格前置主義

2012年9月4日、法務部は「永住資格前置主義」の導入を目的とした「国籍法一部改正法律案」及び「出入国管理法一部改正法律案」を立法予告した⁽⁷⁷⁾。法務部が公表した国籍法改正案の立法予告案によると、永住資格前置主義とは、「一般帰化又は簡易帰化を希望する外国人は、まず永住資格を取得し、一定期間国内に在留しなければ帰化の許可を受けることができないようにすることにより、帰化をした者が国民としての基本的な素養及び自立能力を十分に備えるようにする」制度である。一例として、一般帰化の場合、現行法では要件の1つとして「5年以上継続して大韓民国に住所を有していること」が必要であるが、国籍法改正案の立法予告案では、「5年以上継続して大韓民国に住所を有

(71) インターネット上の反外国人・反多文化グループで最大の会員数とされる「多文化政策反対」は、会員数が1万人を超えているとされる。「다문화정책반대」(多文化政策反対) <<http://cafe.daum.net/dacultureNO/>>

(72) 이삼식 (イ・サムシク) 「외국인 유입에 관한 국민인식과 시사점」(外国人流入に関する国民認識及び示唆点) 『保健・福祉 Issue & Focus』121号, 2012.1.13. <http://www.kihasa.re.kr/html/jsp/share/download_forum.jsp?bid=21&aid=121&ano=1>

(73) 「제5차 다문화가족정책위원회」(第5回多文化家族政策委員会) 『国務総理室報道資料』2012.4.18. <http://www.pmo.go.kr/pmo_web/main.jsp?sub_num=20&ord=0&ordt=2012&pageNo=20&state=view&idx=58430>

(74) 「[보도자료]120817 국가정책조정회의_정부, '다문화 인식개선 종합대책' 마련」(〔報道資料〕120817 国家政策調整会議、政府、「多文化認識改善総合対策」準備) 『国務総理室報道資料』2012.8.17. <http://www.pmo.go.kr/pmo_web/main.jsp?sub_num=20&ord=0&ordt=2012&pageNo=7&state=view&idx=60189>

(75) 前掲注(64)

(76) 第18代国会では、差別禁止に関して、「多文化統合基本法案」のほかにも、議員立法により「多文化家庭の子に対する教育差別禁止法案」、「差別禁止基本法案」及び「差別禁止法案」が発議されたが、いずれも第18代国会の任期満了に伴い廃案となった。

(77) 「[국적법] 및 [출입국관리법] 개정 입법예고」(「国籍法」及び「出入国管理法」改正立法予告) <http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_04/BoardList.do?strOrgGbnCd=100000&strRtnURL=MOJ_40203000&strFilePath=moj/&strNbodCd=foru0002> より

し、そのうち最近3年以上「出入国管理法」第10条第1項の規定による永住資格を有していること」が必要となる。ただし、立法予告案では、「社会統合プログラム⁽⁷⁸⁾」を履修した者については、帰化に必要な永住期間を短縮できることになっているほか、特別帰化（優秀な外国人等）には適用しないという特例が設けられている。

法務部は2012年6月20日、立法予告に先立って、「永住資格前置主義導入のための公聴会」を開催した。制度導入を目指す背景として、法務部は、①現行の永住資格及び国籍制度では、少子高齢化を克服し、持続的な国の成長エンジンを確保できる優秀な外国人を誘致する競争力の確保が困難であること、②国籍取得審査期間短縮及び定住型外国人の安定的在留を保障しながら、韓国語、韓国社会の法秩序及び文化を涵養することのできる方策の整備が必要であることを理由に挙げている⁽⁷⁹⁾。同公聴会においては、法務部のキム・ジョンミン外国人政策課長が「雇用許可制で入国した単純技能外国人が、4年10か月に定められた在留期間満了後も再入国できるようになったことに伴い、長期にわたり在留する彼らの国籍取得問題が、今後新しい社会問題となり得る」、「経済的自立能力及び韓国社会及び文化に対する理解等の準備がきちんとなされていない外国人の国内定住が増えた場合の問題点を減らす予防対策が必要」と述べる一方、

専門家からは、「外国人労働者等の国籍取得を制限しようとするものに過ぎない」との批判を受けた⁽⁸⁰⁾。

法務部は、2012年末に改正法案を国会に提出する計画である⁽⁸¹⁾。法務部の立場に立って永住資格前置主義の提案を善意に解釈すれば、永住資格の間口を広げ、優秀な人材のさらなる確保を図るとともに、今後、定住化防止政策からの転換の可能性を踏まえ、社会的な葛藤を減らしながら持続的に外国人を受け入れていく案とみることも可能であろう。しかし、国籍取得要件の厳格化が、外国人の「選別」を強化する方向に作用することも考えられる。法案が国会に提出された場合も、審議過程での紆余曲折が予想される。

おわりに

第19代国会では、前述の①政策調整機関、②差別禁止、③永住資格前置主義等に関する法案の審議がどのように進展するか注目される。最終的にどのような立法措置が講じられるかという点に加え、これらの議論が、未熟練外国人労働者の「循環原則」に大幅な変更をもたらす立法措置につながるかどうか、注目すべき点であろう。また、各法令における外国人等の法的地位、処遇等に関する事項についても、それ

(78) 2012年2月の出入国管理法の改正により、「社会統合プログラム」に法的根拠が与えられた。前掲注(51)

(79) 「영주자격 전치주의 도입을 위한 공청회 개최」(永住資格前置主義導入のための公聴会開催)『法務部報道資料』2012.6.20. <http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowData.do?strNbodCd=noti0005&strWrtNo=2753&strAnsNo=A&strNbodCd=noti0005&strFilePath=moj/&strRtnURL=MOJ_30200000&strOrgGbnCd=100000&strThisPage=5&strNbodCdGbn=>

(80) 「외국인노동자 귀화 더 어려워진다」(外国人労働者の帰化、さらに困難に)『ハンギョレ』2012.6.20. <http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/538809.html> 同公聴会の資料については、法務部サイトに掲載されていることが確認できなかったが、キム・ジョンミン外国人政策課長の報告については、同公聴会に参加した韓国移住女性人権センターのサイトに掲載されている。<<http://www.wmigrant.org/xe2/305685>> なお、イ・ジャスミン議員は、結婚移民者、移住労働者及び難民の国籍取得を難しくするとして、永住資格前置主義に反対の立場を表明している。「2012년 10월 8일 영주권 전치주의 관련 기자회견」(2012年10月8日永住権前置主義関連記者会見) <http://blog.naver.com/jasmine_lee/130149401174>

(81) 前掲注(79)

ぞれ立法措置が講じられていくものと見込まれる⁸²⁾。

金滉植国務総理は、「多文化は、今のグローバル時代に『選択ではなく必須』である⁸³⁾」と述べた。また大統領直属の未来企画委員会のクァク・スンジュン委員長は、「多民族国家の形成を目指していく⁸⁴⁾」とも述べている。従来、韓国の外国人政策は、外国人に韓国社会への適

応を一方向的に求める「同化政策」と批判されることもあった。イ・ジャスミン議員の国会進出を契機として、韓国の外国人政策が、より当事者の声を反映させ、一方向的な適応ではない、双方向の適応を前提とする方向へシフトしていきのかどうかも、今後の課題となってくるであろう。

(ふじわら なつと)

82) 一例として、犯罪被害者保護法改正の動きがある。現行法では、外国人が同法の規定による保護を受けるためには、本国との相互保証が前提とされている（相互主義）が、相互保証に関係なく外国人を適用対象とする（平等主義）ための改正法案（議員立法）が、現在国会に発議されている。政府も2010年9月に、当該国との相互保証がなくとも、合法的に2年以上在留している外国人を適用対象とする立法予告案を公表したことがある。また、2012年3月の地方公務員法の改正及び2012年10月の国家公務員法の改正により、帰化者又は北朝鮮離脱住民のみを対象とした別枠の公務員採用に法的根拠が与えられた。

83) 前掲注(73)

84) 「韓国未来企画委員長「韓国は多民族国家目指す」」『日本経済新聞』2012.5.25. <http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK2500N_V20C12A5000000/>